

ID: 188

担当部署: 上下水道課

処分の概要	料金の徴収
例規名 根拠条項	柴田町給水条例 第22条第1項
例規番号	平成10年条例第3号

【基準】

第22条から第24条まで及び第26条の規定による。

(料金の支払義務)

第22条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を利用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第23条 料金は、次の表の基本料金と水量料金の合計額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

(1) 水道使用料

ア 基本料金(1箇月につき)

メーター口径	料金
13ミリメートル	1,089円
20ミリメートル	2,860円
25ミリメートル	6,160円
30ミリメートル	9,900円
40ミリメートル	21,230円
50ミリメートル	37,950円
75ミリメートル	110,880円
100ミリメートル	236,280円
125ミリメートル	425,700円
150ミリメートル	686,400円

イ 水量料金(1箇月につき)

種別及び用途		1立方メートルにつき
一般 用	1立方メートルから10立方メートルまで	110円
	11立方メートルから20立方メートルまで	143円
	21立方メートルから50立方メートルまで	187円
	51立方メートル以上	220円
プール用		187円
臨時用		506円

2 用途区分の基準

(1) 一般用 一般家庭、営業、団体、工場等で使用するもの

- (2) プール用 公共用プールに使用するもの
- (3) 臨時用 建設工事等のため臨時的に使用するもの
(料金の算定)

第24条 料金は、料金算定の基準日として、あらかじめ町長が定めた日(以下「定例日」という。)に、メーターの点検を行い、その日の属する翌月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、町長は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

(特別な場合における料金の算定)

第26条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとする。

- (1) 使用水量が5立方メートルに満たないとき 基本料金の2分の1
- (2) 使用水量が5立方メートル以上のとき 基本料金を1箇月として算定した金額

2 月の中途においてその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

備考	
----	--

設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日
-------	------------	---------	-------